

単価契約仕様書

京都市建設局北部土木みどり事務所
(担当: 谷、岡本 電話 075-492-3111)

件名	(単価契約)公園横断側溝等浚渫作業
形状・寸法	機械吸引及び高圧水洗浄による清掃
予定数量	5回
契約期間	令和8年6月1日～令和9年3月31日
契約条件	<p>1 公園横断側溝、集水桝、手洗水洗下部の桝(以下、「公園横断側溝等」という。)の箇所は、北部土木みどり事務所管内にある公園内(別紙1-1、別紙1-2)とする。</p> <p>2 公園横断側溝等の浚渫作業の回数は、過去の実績等から目安として、5回と想定する。</p> <p>3 業者は、機械吸引及び高圧水洗浄により公園横断側溝等内(公園横断側溝等に接続している排水管も含む)に堆積している汚泥の浚渫及び清掃を行い、完了報告を北部土木みどり事務所へ通知しなければならない。</p> <p>4 公園の作業要領及び、作業範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃掃法」という。)及び関係法令に従い、清掃車等により収集し、別紙2に示す本市の指定する受入場所まで、許可された車両で適正に運搬するものである。</p> <p>(2) 公園横断側溝等と接続する排水管の清掃も合わせて行うこと。</p> <p>(3) 業者は、作業中、近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに本市に連絡しその指示に従うこと。</p> <p>5 本単価契約において、汚泥が適切に収集運搬されていることを証明するため、本市担当課が交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)に、必要事項を記入・押印したうえで、本市が指定する処分業者へ回付すること。また、排出事業者に返却しなければならないもの(マニフェストB2票)については、本市担当者へ提出すること。</p> <p>6 支払いは1箇月ごとに実施明細書を作成のうえ、完了報告書及び請求書に加え、作業前後の現況写真を添付して北部土木みどり事務所に提出するものとする。</p> <p>7 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら保障しない。</p> <p>8 その他、本仕様書に定めのない作業については、別途契約する。</p>

(別紙2)

建設副産物	受入場所	備考
汚泥	廃掃法第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区深草神明講谷町	・契約運搬距離 L=15.2km ・業者は、受入場所への搬出のみを行い、処分は行わない。